

令和5年5月11日

各介護サービス事業所・施設等代表者 様

島根県健康福祉部高齢者福祉課長

社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症発生に係る報告
について（通知）

平素より県の福祉行政について、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件については、令和4年7月20日付け高号外により高齢者施設等から発生状況の報告をいただいているところですが、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に移行したことに伴い、報告日数及び報告様式を一部改正することとしましたのでお知らせします。

記

1. 変更点

（1）報告期間

第1報報告日から10日間、毎日 → 第1報報告日から5日間、毎日

（2）報告様式

別添様式（R5.5.8様式改正）のとおり

（3）連絡先

介護サービス指導グループ }
介護サービス推進グループ } → 新型コロナウイルス感染症業務継続支援コアチーム

【改正様式の島根県ホームページ掲載場所】

トップ > 医療・福祉 > 福祉 > 高齢者福祉 > 介護保険【事業者向け】 > 法令・制度
> 新型コロナウイルス感染症に係る感染状況等の報告について

https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/kourei/kaigo_hoken/low/

2. その他

各市町村、管轄保健所への新型コロナウイルス感染症患者発生時の報告については、令和4年10月12日付け高第750号に基づき、従来どおり発生の都度報告をお願いいたします。

担 当

島根県健康福祉部高齢者福祉課

新型コロナウイルス感染症業務継続支援コアチーム

TEL：0852-22-5301、6337